

担保用語

| | | | |
|------------|-----------------|---|------------------------------|
| 担保種類 | 据置担保 | 一定の期間内、かつ、一定の限度額内において債務の履行を担保することを目的として提供される担保をいい、期間内における輸入申告に対し、担保限度額内において使用できるものをいう。対象官署により以下の2種類がある。 | |
| | | 官署別担保 | 一官署のみ |
| | 一括担保 | 2官署以上（あて先例：全国の税関官署の長） | |
| | 個別担保 | 特定の輸入申告に対し債務の履行を担保することを目的として提供される担保をいい、対象の輸入申告以外には担保として使用できないものをいう。 | |
| 主な担保提供原因 | 併用担保 | 2以上の担保提供原因のために提供される担保。納期限延長制度と輸入許可前引取承認制度など。 | |
| | 納期限延長 | 申告納税方式が適用される貨物について、その納期限の延長を認めるための担保提供。輸入の都度納期限の申請が必要かつ適用する税目の制度により延長期間が異なる。 | |
| | 輸入許可前貨物引取承認(BP) | 輸入許可前における貨物の引取り承認のための担保提供。 | |
| 納期限延長方式別 | 再輸出免税 | 期間内に貨物を再輸出することを条件とする輸入申告のための担保提供。 | |
| | 個別延長 | 輸入申告毎に3か月の納期限の延長を認めるもので、 <u>輸入申告の都度延長</u> を申請し、かつ、担保を提供する方式。 ※例：6/11許可→9/11延長後納期限 | |
| | 包括延長 | 特定月における輸入申告に係る納付すべき税額について <u>包括して</u> 3か月納期限の延長を認めるもので、特定月の前月末日までに納期限の延長を申請し、かつ、担保を提供する方式。 ※例：5月中に延長申請→6月申告許可分→9月末延長後納期限 | |
| | | 官署別包括延長 | 一の税関官署で使用する担保を提供し、包括延長をする方式。 |
| | 一括包括延長 | 二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用した輸入（納税）申告のために使用する担保を提供し、包括延長する方式。 | |
| 提供担保に関する用語 | 特例延長 | 特例輸入者若しくは特例委託輸入者が、引取申告の翌月末の特例申告の納期限を2か月以内に限り延長する方式。 ※例：4月引取り申告→5月末日特例申告納期限→7月末日延長後納期限 | |
| | 国債・地方債 | 国債とは、日本国が債務者であるもの。地方債とは、地方公共団体が債務者であるもの。証券が発行されているものに限らない。 | |
| | 社債その他有価証券 | 税関長が確実と認めるもので、その発行する法人の財務内容及び事業の状況から、元本の償還、利息の支払い等が確実と認められるもの。 | |
| | 保証人の保証 | 税関長が確実と認めるもの。原則として、銀行法による銀行、長期信用銀行法による銀行、信用金庫法による信用金庫、保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社、外国生命保険会社、外国損害保険会社等。 | |
| | | 保証書 | 税関様式による輸入貨物の納税保証をする担保 |
| | | 法令保証証券 | 保険会社が輸入貨物の納税保証をする担保 |
| | 印影届 | 保証書に押なつする印影 | |
| | 金銭 | 供託所（法務局又は地方法務局等）に供託し、申告官署や法令など必要事項を記載した供託書を提供する。 | |
| | 土地、建物、財団等 | 不動産を担保として提供しようとする場合には、当該担保の提供前に当該不動産に係る登記簿謄本及び公図や財団目録等並びに担保価額評価書を提出し、事前に相談する。 | |
| 手続きに関する用語 | 特定月 | 申告納税の貨物を輸入する1月の期間で、包括納期限延長制度の最小延長期間。 | |
| | 担保限度額 | 本税のほか延滞税、その他担保処分費用も含む保証担保の評価額。 | |
| | 自動更新 | 納期限延長手続きにおいて、保証人の保証による契約条項に12か月を限度とした自動更新が付されているもの。（税関様式C-1106-1等） | |
| | 非更新 | 納期限延長手続きにおいて、保証人の保証による契約条項に自動更新が付されている場合、保証人が新たな期間の更新を行わないこと。（税関様式C-1108-1等） | |
| | 積み増し（増担保） | 提供中の担保物のほかに、増額を目的に追加で提供すること。 | |
| | 保証人の変更 | 銀行など「保証人の保証」の場合で、店舗統合など保証人が変更になった場合の手続き。 | |
| | 期間の短縮 | 銀行など「保証人の保証」の場合で、保証期間が変更になった場合の手続き。据置担保の期間短縮の申出は、輸入者からその短縮の理由を記載した申出書（様式は任意）を提出させることにより行わせるものとする。 | |
| | 担保解除 | 担保提供である申告手続きが完了し、提供する要因がなくなったため解除を行い返却となる。また担保額の増加のため追加で提供した一の提供物に対し、その必要がなくなった場合の手続き。（税関様式C-1110） | |
| | 供託書 | 金銭や国債等その他有価証券の提供の際、供託所発行の供託書正本等を窓口に提出する。 | |
| | 供託原因消滅申請 | 担保提供である申告手続きが完了し、提供している供託原因が消滅したことの税関証明申請。供託している供託物の返還の際、供託所にこの証明書を提出する。（税関様式C-1120） | |